

社援発0831第1号
平成30年8月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）の
平成30年7月豪雨による災害における運用について

生活福祉資金の貸付けについては、平成21年7月28日付厚生労働省発社援第0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成21年7月28日付社援発第0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した平成30年7月豪雨により被災した世帯に対する福祉資金の住宅補修費及び災害援護費の貸付け条件について、下記のとおり運用をお示しする。なお、本通知は、平成30年7月13日より適用する。

記

1 貸付けの方法

(1) 貸付対象

平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として貴職が設定した地域（平成30年8月1日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡参照）に所在を有し、福祉資金の福祉費（住宅の補修・保全等のための資金、災害を受けたことにより臨時に必要な経費）を必要とする低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯とする。

(2) 据置期間

貸付けの日から2年以内とする。

(参考)

生活福祉資金貸付制度要綱（抜粋）

第6 貸付の方法

1 貸付金の据置期間及び償還期限

貸付金の据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。ただし、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、次表の規定にかかわらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

(3) 償還期間

上記(2)の据置期間経過後20年以内とする。

(参考)

生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領（抜粋）

第2 福祉資金の対象経費、貸付額等

2 1に掲げる経費の貸付上限額の目安、据置期間、償還期間は次表のとおりとする。

ただし、表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により要綱第5の2(1)及び第6の1の表に規定する範囲内で貸付けを行って差し支えないものとする。

2 留意事項

- (1) 本通知は平成30年7月豪雨により被災した世帯に対する貸付けに当たって、平時とは異なる運用をお示しするものであることから、平時の貸付けとは別に集計及び報告ができるよう管理すること。
- (2) 本通知は平成30年7月豪雨により被災した世帯から、適用日以降に貸付申込があり、本通知が届くまでの間に平時の据置期間及び償還期間で貸付決定をしている場合、対象者の希望を聞き取ったうえで、本通知による運用の範囲内の据置期間及び償還期間に契約内容を変更するなど、柔軟に対応すること。
- (3) また、災害時の緊急対応であることにかんがみ、借入れの申込みにあたって民生委員を窓口とすることが困難な場合には、借入申込書を直接市区町村社会福祉協議会に提出し、市区町村社会福祉協議会を經由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えないなど、貸付金の交付は可及的速やかに行うこと。

- (4) 本通知に特段の定めがないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」、社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」、平成30年7月13日付社援地発0713第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等の関係通知より貸付けを行うこと。
- (5) 当該貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会及び貸付窓口となる市区町村社会福祉協議会と十分に連携を図りつつ、円滑な貸付けを行うこと。また、貸付けの実施にあたっては、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と情報共有や連携等を図るなど、適切に実施すること。